

## 宮城県の学童保育におけるおやつ の現状と課題

### Actual Status of Afternoon Snacks in After-School Care Center and its Problems in Miyagi Prefecture

高橋比呂映\*

平本福子\*

Hiroe TAKAHASHI Fukuko HIRAMOTO

The aim of this study was to clarify actual status of afternoon snacks in after-school care centers of Miyagi Prefecture and its problems. We sent a questionnaire to 335 after-school care centers in Miyagi Prefecture and the valid response was obtained from 232 of them. The answers were analyzed and the results were as follows: the percentage of after-school care centers that provide afternoon snacks was 86.0% in Miyagi (95.5% in Sendai City and 82.9% in the other regions). These were lower than the national average of Japan. The percentage of after-school care centers that provide afternoon snacks every day was 52.9% (30.7% in Sendai City and 64.0% in the other regions). In only 39.2% of them (9.9% in Sendai City and 54.3% in other regions in Miyagi), afternoon snacks were given by a supporter as one of his/her jobs. The actual status of afternoon snack program as to location for setting up a care center, number of children in care center, burden of guardian etc. was depending on the standard of local government. Sharing of information about the care center by its supporters and guardians was poor, suggesting that they had not fully taken into consideration of afternoon snack program. The following points at issue; 1) environmental improvement, 2) study and training for supporters, 3) sharing of awareness of issue by supporters, guardians and local government, 4) securing of snack expense, and 5) manuals preparation for measures against the accident were found important for future improvement of afternoon snack program.

#### I 諸言

##### 1. 学童保育の歴史的変遷とおやつ

学童保育のおやつの実態は、社会状況や国の政策に左右されてきた学童保育の歴史とともに変化してきた。

学童保育は、1903年に日露戦争で出征した兵士の留守家庭の低学年児童を預かったことが源流である<sup>1)</sup>。第二次世界大戦後に、卒園児を引き続き保育する保育所で、「学童保育所」という名称で初めて創設された<sup>2)</sup>。

その後、1950年代には働きながら子育てをする父母が運営する共同保育型の学童保育所がつくられた<sup>2,3)</sup>。また、1960年代から、「カギっ子」対策として学童保育への補助がはじまり、1967年には学童保育所の指導員や保護者が主な構成員となり、全国的な学童保育の組織である全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が発足した<sup>4)</sup>。このように、学童保育は父母による共同保育として発展し、その後自治体や公共機関の補助を受けるまでになった。これらの共同保育型の学童保育所では、家庭に代わる「生活の場」として、おやつは放課後の生活の一部であった<sup>5,6)</sup>。

1990年代に入ると、女性の社会進出に伴い、学童保育の児童数・待機児童ともに増加した。そして、1991年に日本で初めての学童保育施策といえる「放課後児童対策事

業」が誕生し、1997年には児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられ、学童保育は初めて法制化に至った<sup>4)</sup>。さらに、小学校の余裕教室の有効活用のための政策的取り組みや放課後における児童の安全への社会的関心の高まりから、学校内で開設される学童保育が増えた<sup>7)</sup>。2000年代に入ると、留守家庭の子どもの学童保育とすべての子どもの放課後の居場所づくりを統合した全児童対策事業が登場する。

一方、急激な児童数の増加に伴い、必要最低限の規制と税制上の優遇措置により、学童保育の普及が図られることになったものの、指導員の配置基準の確立とその財政補助がなされていないことや台所や手洗い場の施設面での不備がみられた。また、学校内での開設、全児童対策事業との統合へと変化していく中で、家庭に代わる「生活の場」としての学童保育の機能が徐々に薄れていき、おやつの内容や提供方法が制限されるようになった<sup>4,8,9)</sup>。

さらに、2010年には全児童対策である「子ども・子育て新システム」の「基本制度案要綱」が示された<sup>10)</sup>。2012年には子ども・子育て支援法、児童福祉法の改正により、2015年度から学童保育は市町村が行う事業となり<sup>11,12)</sup>、市町村に整備計画も含めた事業計画の策定が義務

\*宮城学院女子大学大学院健康栄養学研究科

付けられた。2013年12月には、「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下、「専門委員会報告書2013」）により、市町村の条例の基準となる内容が示された<sup>13,14</sup>。

一方、学童保育が市町村事業になると、公設公営型だった学童保育所は市町村の財政難により民間委託が進み、行政が責任を持って学童保育を実施する仕組みが失われるという課題がみえてきた<sup>10</sup>。また、放課後の事業が全児童対策に移行し、すべての児童に平等な対応となっていく中で、留守家庭の児童に特有な長時間保育やおやつの問題が取り上げられなくなってきた。上記の専門委員会においてもおやつ提供についての議論は行われたが、最終的な報告書ではおやつについてはアレルギーによる事故防止が触れられたのみで、おやつの必要性や提供の有無等の基準については全く示されていない<sup>14,15</sup>。

## 2. 学童保育所のおやつの役割と現状

学童期は心身ともに発達が著しい時期であるとともに、食生活を営む力を形成する時期としても重要である<sup>16</sup>。しかし、孤食、偏食、肥満傾向児の増加に伴う生活習慣病の若年化など、児童を取り巻く食の課題は多様化している<sup>17</sup>。中でも、学童保育所に通う児童においては、両親の共働きなどにより、それらの課題が深刻であると考えられる。

学童保育の「生活の場」における食に関わる場面で大きな割合を占めているのは毎日のおやつである。おやつとは一般的に、3食の食事と4～5時間の間隔をあけて食べられる間食のことで、学齢期の子どもにとっては食事不足する栄養素等を補う補食としての役割がある<sup>20</sup>。なかでも、学童保育所に通う子どもたちは、夕食が遅くなってしまふ場合が多いことから、補食としてのおやつの必要性が高い<sup>21</sup>。

また、おやつは栄養補給にとどまらず、一堂に集まって身体と心を休めるほっとしたひと時にもなっている<sup>22,23</sup>。さらに、おやつの時間は様々な食生活の知恵やスキルを身に付けることができる場であり<sup>23,24</sup>、生活者としての成長からみてもその役割は大きい。

学童保育所でのおやつを考える際に、1997年の児童福祉法改正で学童保育が法的に位置づけられた際に、「生活の場」と定義されたことが重要である<sup>18</sup>。「放課後児童クラブガイドライン」（厚労省 2007）では、学童保育が「生活の場」として機能するためには、指導員、施設・設備、安全の確保、保護者との情報の共有が保障されることが必要であると述べられている<sup>19</sup>。しかし、前述したように現状ではそれらの環境整備は不十分であるうえに、おやつ提供方法や内容についての基準すら示されていない。全国の学童保育所（3394ヶ所）と、その学童保育所を所管する自治体（1600ヶ所）を対象に行った全国連協の調査（2012）によると、おやつが提供されている学童保育所は96.3%である。その中で指導員が業務としておやつを

提供している施設は76.9%で、それ以外は保護者が準備したおやつが提供されている<sup>25</sup>。

## 3. 宮城県におけるおやつの課題

全国の学童保育所では9割以上がおやつを提供しており、おやつがあることを前提にした保育が行われている。しかし宮城県の学童保育所はおやつを提供している施設が少ない。それは、全児童対策の流れの中で、宮城県の4割を占める仙台市の学童保育所が児童館内での開所となり、「生活の場」としての特質がなくなるとともに、「児童館運営手引き（1998）」から「家庭的な雰囲気での運営する」といった文言がなくなり、おやつを提供するかどうかは各運営主体の判断にゆだねられたことによるといわれている<sup>26</sup>。

宮城県の学童保育所では、今後おやつの提供を推進していく必要があると考えられる。しかし、宮城県のおやつの提供状況の詳細についての調査は行われておらず、その実態は不明である。また、おやつ提供の詳細な実態については全国的な調査もされていない。加えて、現在各市町村では2015年度施行に向けて、学童保育の運営に関する条例が検討中であることから、おやつの現状と課題を明らかにすることの意義は大きい。

## 4. 用語の定義

学童保育は地域によって「学童クラブ」「児童クラブ」「留守家庭児童会」など、様々な名称が用いられている。また、厚生労働省では「放課後児童クラブ」と呼んでいる。そこで、本研究ではこれらの名称を包括する「学童保育」を用いる。なお、学童保育とは、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の放課後の生活と遊びを保障する保育」である。

## II 目的

本研究では宮城県における学童保育所のおやつの現状と課題を明らかにし、今後のおやつの提供推進に向けての方策を検討することを目的とする。

## III 方法

1. 調査対象：宮城県内335ヶ所（仙台市130ヶ所、仙台市以外205ヶ所）の学童保育所に郵送法による質問紙調査を行い、回答が得られた267施設のうち、回答に不備があった施設を除いた232施設（仙台市81ヶ所、仙台市以外151ヶ所であり、有効回答率は69.2%）を解析の対象とした。
2. 調査内容：調査項目は基本属性17項目の他に、おやつに関する項目23項目、食に関する行事1項目を設けた。その内容は、①基本属性、②施設・設備環境、③おやつの提供状況、④おやつの計画、⑤指導員の態度等、⑥子どもの態度、⑦保護者の態度、⑧費用、⑨食に関する行事など、の9項目である。
3. 調査期間：2013年6月中旬

4. 解析方法：解析の群分けは、①仙台市と仙台市以外の市町村、②おやつ提供状況別（毎日あり、限られた曜日・延長のみあり、なし）、③おやつ提供主体別（学童保育所、保護者）、④手作りおやつの有無、で行った。統計処理は、統計ソフト SPSS20.0J を用いて、 $\chi^2$  検定を行った。その後、有意な関連がみられた項目を独立変数として強制投入法の重回帰分析を行った。統計学的有意水準は  $p < 0.05$  とした。
5. 倫理的配慮：本プログラム実施にあたっては、質問紙調査票に趣旨の説明を記載し、回収をもって同意とみなした。なお、宮城学院女子大学研究倫理委員会の承認を得ている。

#### IV 結果

仙台市と仙台市以外の学童保育所では運営が大きく異なっていることから、仙台市と仙台市以外の学童保育所に分けて解析を行った。なお、全国データとの比較では、宮城県としてのデータを用いた。

##### 1. 対象施設の基本属性（表 1）

###### 1) 運営主体

仙台市では「財団法人」「NPO 法人」が 90.1% を占め、仙台市以外は「公設公営」80.8% 「社会福祉協議会」9.9% と、仙台市と仙台市以外の市町村では運営主体の形態が大きく異なっていた。宮城県は全国と比較すると、「公設公営」と「財団法人」の割合が高い傾向がみられた。

###### 2) 開設場所

仙台市では「児童館内」が 76.5% と高いのに対して、仙台市以外では「小学校内余裕教室」21.9% 「児童館内」21.2% 「その他の公的施設」19.2% と分散されていた。宮城県は全国と比較すると、「学童保育専用施設」が 11.2% と全国の 30.5% よりも低く、仙台市はほとんどの学童保育所が児童館内で開設されていることから専用施設はなかった。また、「児童館内」は宮城県全体としてみても 40.5% と、全国の 12.6% よりも高かった。

###### 3) 終了時刻（学校課業日）

仙台市では一部の学童保育所以外は一律で 19:15 まで（延長含む）と決まっていることから、いずれも「19:01 以降」であったが、仙台市以外では「18:00」が 49.7% と最も高く、次いで「19:01 以降」25.2% であった。宮城県全体としては「19:01 以降」51.3% が最も高く、全国の 2.0% よりも遅くまで開設されている傾向にあった。

###### 4) 保護者負担額（おやつ代を含む）

仙台市では「5000 円未満」が 92.6% と最も高かった。また、仙台市以外も「5000 円未満」が 70.2% と最も高く、次いで「5000 円以上 10000 円未満」が 18.5% であった。宮城県は 0 円も含む 5000 円未満は 84.0% であるのに対し、全国は 42.2% と低く、全国の中でも保護者負担額が低い傾向にあった。

###### 5) 1 クラス当たりの児童数

仙台市では「40~70 人」が 56.8% と最も高く、次いで「40 人未満」37.0% であった。仙台市以外では「40 人未満」が 64.2% と最も高く、次いで「40~70 人」27.8% と、1 クラス当たりの児童数は少ない傾向にあった。

###### 6) 指導員 1 人当たりの児童数（指導員数）

仙台市では「7 人未満」42.0%、「7 人~9 人」37.0%、「10 人以上」21.0% と低くなっていた。仙台市以外では「10 人以上」が 39.1% と最も高く、次いで「7 人未満」31.8%、「7 人~9 人」29.1% であり、仙台市よりも指導員が少ない傾向にあった。

###### 7) 調理設備

仙台市では「流しとコンロのみ」が 53.1% と最も高く、次いで「調理スペースはない」21.0% であった。仙台市以外でも同様に「流しとコンロのみ」が 39.7%、次いで「調理スペースはない」31.8% であった。

##### 2. おやつ提供状況と各要因の関連（表 2）

宮城県でおやつを提供していた学童保育所は 87.5%（仙台市 95.1%、仙台市以外 83.4%）と、全国（96.3%）に比べて低かった。また、おやつの提供頻度をみると、毎日提供している（以下、毎日群）のは 54.7%（仙台市 31.2%、仙台市以外 68.2%）と約半数で、延長保育や休日のみの限られた提供（以下、限定群）が 32.8%（仙台市 68.8%、仙台市以外 15.2%）、提供していない（以下、なし群）のは 12.5%（仙台市 4.9%、仙台市以外 16.6%）であった。以下に、おやつ提供状況で 3 群（毎日群、限定群、なし群）に分けて、「運営主体」「開設場所」「終了時刻」「おやつ代を除く保護者負担額」「1 クラス当たりの児童数」「指導員 1 人当たりの児童数」「有資格指導員の割合」「調理設備」「指導員のおやつ必要性の意識」「保護者のおやつ提供への考えの把握」のおやつ提供に影響すると想定される各要因との関連をみた。

###### 1) 運営主体

仙台市では「財団法人」「NPO 法人」が 90.1% であることから、有意な関連はみられなかった。仙台市以外でも「公設公営」が 80.8% であることから、有意な関連はみられなかった。

###### 2) 開設場所

仙台市では「児童館内」が 76.5% と高いことから、有意な関連はみられなかった。一方、仙台市以外では「児童館内」は、限定群が 47.8% と最も高く、次いで、なし群 28.0%、毎日群 13.6% で、おやつを毎日提供している学童保育所は有意に低かった（ $p < 0.05$ ）。

###### 3) 終了時刻（学校課業日）

仙台市は全施設が「19:00~」まで開設していることから関連がみられなかった。仙台市以外では「18:00」が、なし群 80.0%、限定群 52.2%、毎日群 41.7% と、なし群が有意に高かった（ $p < 0.05$ ）。

表1 仙台市別アンケート項目基礎資料

	n	仙台市		仙台市以外		宮城県		全国 <sup>1)</sup>	
		81	%	151	%	232	%	21635	%
運営主体	公立公営	1	1.2	122	80.8	123	53.0	8400	38.8
	社会福祉協議会	0	0.0	15	9.9	15	6.5	2183	10.1
	NPO法人	12	14.8	6	4.0	18	7.8	1441	6.7
	財団法人	61	75.3	0	0.0	61	26.3	977	4.5
	その他	7	8.6	8	5.3	15	6.5	8634	39.9
開設場所	小学校内余裕教室	4	4.9	33	21.9	37	15.9	5585	25.8
	学校施設内(余裕教室を除く)	1	1.2	18	11.9	19	8.2	986	4.6
	児童館内	62	76.5	32	21.2	94	40.5	2718	12.6
	学童保育専用施設	0	0.0	26	17.2	26	11.2	6593	30.5
	その他の公的施設	3	3.7	29	19.2	32	13.8	1875	8.7
	複数組み合わせ	6	7.4	10	6.6	16	6.9	-	-
	その他	5	6.2	3	2.0	8	3.4	3878	17.9
開設時間	～17:59	0	0.0	4	2.6	4	1.7	152	10.3
	18:00	0	0.0	75	49.7	75	32.3	656	44.4
	18:01～18:59	0	0.0	5	3.3	5	2.2	346	23.4
	19:00	0	0.0	28	18.5	28	12.1	293	19.9
	19:01～	81	100.0	38	25.2	119	51.3	29	2.0
	無回答	0	0.0	1	0.7	1	0.4	-	-
保護者負担額	0円	0	0.0	14	9.3	14	6.0	1298	7.7
	5000円未満	75	92.6	106	70.2	181	78.0	5809	34.5
	5000円以上10000円未満	2	2.5	28	18.5	30	12.9	8074	48.0
	10000円以上15000円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1298	7.7
	15000円以上～20000円未満	1	1.2	0	0.0	1	0.4	338	2.0
	20000円以上	3	3.7	0	0.0	3	1.3	0	0
	無回答	0	0.0	3	2.0	3	1.3	-	-
た1 りの ラ ス 童 当	40人未満	30	37.0	97	64.2	127	54.7	11104	51.3
	40～70人	46	56.8	42	27.8	88	37.9	9160	42.3
	71人以上	5	6.2	12	7.9	18	7.8	1371	6.3
当 指 導 員 の 一 人	7人未満	34	42.0	48	31.8	82	35.3		
	7～9人	30	37.0	44	29.1	74	31.9		
	10人以上	17	21.0	59	39.1	76	32.8		
調理 設備	流しとコンロあり								
	6畳以上	2	2.5	17	11.3	19	8.2		
	3畳以上6畳未満	9	11.1	7	4.6	16	6.9		
	3畳未満	10	12.3	19	12.6	29	12.5		
	流しとコンロのみ	43	53.1	60	39.7	103	44.4		
	調理スペースはない	17	21.0	48	31.8	65	28.0		

1) 全国学童保育連絡協会「学童保育雑誌 (2013-2014)」より引用

表2 おやつ提供状況と各要因の関連

	仙台市								仙台市以外							
	n	あり				なし		群間差	あり				なし		群間差	
		毎日	限定	毎日	限定	なし	なし		毎日	限定	毎日	限定				
		24	%	53	%	4	%		103	%	23	%	25	%		
運営主体	公設公営	0	0.0	0	0.0	0	0.0		76	73.8	22	95.7	24	96.0		
	社会福祉協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0		15	14.6	0	0.0	0	0.0		
	NPO法人	4	16.7	8	15.1	0	0.0	n.s. (p=0.120)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	n.s. (p=0.064)	
	財団法人	15	62.5	44	83.0	3	75.0		5	4.9	1	4.3	0	0.0		
	その他	5	20.8	1	1.9	1	25.0		7	6.8	0	0.0	1	4.0		
開設場所	小学校内余裕教室	0	0.0	3	5.7	1	25.0		25	24.3	3	13.0	5	20.0		
	学校施設内(余裕教室除く)	1	4.2	0	0.0	0	0.0		12	11.7	4	17.4	2	8.0		
	児童館内	16	66.7	43	81.1	3	75.0		14	13.6	11	47.8	7	28.0		
	学童保育専用施設	2	8.3	1	1.9	0	0.0	n.s. (p=0.089)	23	22.3	0	0.0	3	12.0	* (p=0.013)	
	その他の公的施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0		20	19.4	2	8.7	7	28.0		
	複数回答	1	4.2	5	9.4	0	0.0		7	6.8	3	13.0	0	0.0		
	その他	4	16.7	1	1.9	0	0.0		2	1.9	0	0.0	1	4.0		
おやつ代を除く 保護者負担額	0円	0	0.0	0	0.0	0	0.0		13	12.6	5	21.7	4	16.0		
	3000円未満	1	4.2	2	3.8	0	0.0		37	35.9	15	65.2	20	80.0		
	3000円	17	70.8	50	94.3	4	100.0	* (p=0.034)	32	31.1	3	13.0	1	4.0	*** (p<0.001)	
	3001円以上5000円未満	1	4.2	1	1.9	0	0.0		21	20.4	0	0.0	0	0.0		
	5000円以上	5	20.8	0	0.0	0	0.0		0	0.0	0	0.0	0	0.0		
開設時間	~17:59	0	0.0	0	0.0	0	0.0		3	2.9	1	4.3	0	0.0		
	18:00ちょうど	0	0.0	0	0.0	0	0.0		43	41.7	12	52.2	20	80.0		
	18:01~18:59	0	0.0	0	0.0	0	0.0		28	27.2	4	17.4	1	4.0	* (p=0.039)	
	19:00~	24	100.0	53	100.0	4	100.0		29	28.2	6	26.1	4	16.0		
1クラスの児童数 当たり	30人以下	8	33.3	12	22.6	1	25.0		52	50.5	8	35.5	15	60.0		
	31人~50人	6	25.0	17	32.1	3	75.0		33	32.0	5	22.6	4	16.0		
	51人~70人	7	29.2	22	41.5	0	0.0	n.s. (p=0.245)	11	10.7	6	25.8	5	20.0	n.s. (p=0.098)	
	71人以上	3	12.5	2	3.8	0	0.0		7	6.8	4	16.1	1	4.0		
指導員の児童数 当たり	7人未満	11	45.8	20	37.7	3	75.0		30	29.1	9	39.1	9	36.0		
	7人以上10人未満	6	25.0	23	43.4	1	25.0	n.s. (p=0.315)	34	33.0	7	30.4	3	12.0	n.s. (p=0.251)	
	10人以上	7	29.2	10	18.9	0	0.0		39	37.9	7	30.4	13	52.0		
有資格者の割合	50%未満	3	12.5	2	3.8	0	0.0		34	33.0	4	19.4	14	56.0		
	50%以上100%未満	13	54.2	32	60.4	4	100.0	n.s. (p=0.295)	38	36.9	6	29.0	8	32.0	** (p=0.008)	
	100%	8	33.3	19	35.8	0	0.0		31	30.1	13	51.6	3	12.0		
調理設備	コンロあり															
	3畳以上	5	20.8	5	9.4	1	25.0		15	14.6	8	34.8	1	4.0		
	3畳未満	3	12.5	7	13.2	0	0.0	n.s. (p=0.821)	11	10.7	3	13.0	5	20.0	** (p=0.005)	
	流しとコンロのみ	12	50.0	29	54.7	2	50.0		47	45.6	8	34.8	5	20.0		
調理スペースはない	4	16.7	12	22.6	1	25.0		30	29.1	4	17.4	14	56.0			
指導員の必要性の意識	とても必要だと思う															
	必要だと思う	20	83.3	33	62.3	0	0.0	** (p=0.004)	103	100.0	13	56.5	10	40.0	*** (p<0.001)	
保護者への考えのおやつ	まったく必要だと思わない															
	必要だと思わない	4	16.7	20	37.7	4	100.0		0	0.0	10	43.5	15	60.0		
	あまり必要だと思わない															
	ぜひ提供してほしい	4	16.7	3	5.7	0	0.0		54	52.4	1	4.3	1	4.0		
把握	できれば提供してほしい	5	20.8	14	26.4	0	0.0		19	18.4	6	26.1	4	16.0		
	提供してもらわなくてもよい	3	12.5	10	18.9	3	75.0	n.s. (p=0.082)	1	1.0	3	13.0	6	24.0	*** (p<0.001)	
	わからない	12	50.0	26	49.1	1	25.0		29	28.2	13	56.5	14	56.0		

## 4) おやつ代を除く保護者負担額

仙台市では一部の学童保育所以外は保護者負担額（利用料）が一律で3000円と決まっていることから、各群で「3000円」が最も高かったが、毎日群では「3000円以上」が20.8%もみられ、他群に比べて有意に高かった（ $p < 0.05$ ）。また、仙台市以外でも、毎日群では「3000円未満」「3000円」「3001円以上5000円未満」に広く分布していたのに対して、限定群となし群では「0円」と「3000円未満」が86.9%、96.0%みられ、毎日おやつを提供している学童保育所は、おやつ代を除いた保護者負担額であっても有意に高かった（ $p < 0.001$ ）。

## 5) 1クラス当たりの児童数

仙台市と仙台市以外のいずれも有意な関連はみられず、児童数はおやつ提供状況とは関連していなかった。

## 6) 指導員1人当たりの児童数（指導員数）

仙台市と仙台市以外のいずれにおいても有意な関連はみられず、指導員数はおやつ提供状況と関連していなかった。

## 7) 有資格指導員の割合

仙台市では全体に割合が高く有意な関連はみられなかった。一方、仙台市以外では「50%未満」は、なし群56.0%、毎日群33.0%、限定群19.4%と、なし群が他群と比べて有資格者の割合が有意に低かった（ $p < 0.01$ ）。

## 8) 調理設備

仙台市では、有意な関連はみられなかった。一方、仙台市以外では、「調理スペースはない」は、なし群が56.0%、毎日群29.1%、限定群17.4%と、おやつ提供が低い、もしくはされていない施設では調理設備が整っていない傾向がみられた。（ $p < 0.01$ ）

## 9) 指導員のおやつ必要性の意識

仙台市では「必要だと思う」と回答した施設は、毎日群で83.3%、限定群で62.3%、なし群0.0%であり（ $p < 0.01$ ）、仙台市以外でも毎日群で100.0%、限定群で56.5%、なし群で40.0%と、指導員のおやつ必要性への意識はおやつ提供と有意に関連していた（ $p < 0.001$ ）。

## 10) 保護者のおやつ提供への考えの把握

仙台市では有意な関連がみられなかった。仙台市以外では保護者が「ぜひ提供してほしい」「できれば提供してほしい」と考えていると回答した学童保育は、毎日群70.8%、限定群30.4%、なし群20.0%と、提供頻度が下がるにつれて、おやつ提供への要望が有意に低かった（ $p < 0.001$ ）。また、保護者の意見が「わからない」と回答した学童保育所が毎日群28.2%、限定群56.5%、なし群56.0%と高く、保護者と情報の共有が十分にされていない傾向がみられた。

以上のおやつ提供の有無や頻度と有意な関連のみられた要因をもとに重回帰分析を行ったところ、仙台市では、決定係数は0.177と低いが、保護者負担額と指導員のおやつ必要性の意識で有意な関連がみられた。仙台市以外では、

決定係数は0.551と高く、保護者負担額、有資格者指導員の割合、指導員のおよつの必要性の意識、保護者のおやつ提供への考えの把握で有意な関連がみられた。

## 3. おやつ提供主体と各要因の関連

「生活の場」としての学童保育所がおやつ提供を業務として行っているか否かは重要な点である。全国では、学童保育所で提供しているのは79.9%、保護者が用意しているのは20.1%であるのに対して、宮城県では学童保育所47.8%（仙台市9.1%、仙台市以外71.4%）、保護者52.2%（仙台市90.9%、仙台市以外28.6%）と学童保育の指導員が業務として行っている施設は約半数であった。そこで、これらのおやつ提供主体と「運営主体」「開設場所」「終了時刻」「おやつ代を除く保護者負担額」「1クラス当たりの児童数」「指導員1人当たりの児童数」「有資格指導員の割合」「調理設備」「指導員のおやつ必要性の意識」「保護者のおやつ提供への考えの把握」の各要因との関連について分析した。なお、分析対象はおやつがある学童保育所203ヶ所（仙台市77ヶ所、仙台市以外126ヶ所）である。

仙台市ではおやつ提供を「毎日」と回答したのは、学童保育所100.0%、保護者24.3%と、保護者がおやつを用意している施設では毎日提供されていない傾向がみられた。仙台市以外でも、「毎日」と回答したのは、学童保育所100.0%、保護者36.1%であった。

おやつ提供主体は、おやつ提供頻度の他に、仙台市ではおやつ代を除く保護者負担額、保護者のおやつ提供への考えの把握に有意な関連がみられた。仙台市以外では、終了時刻、1クラス当たりの児童数、保護者のおやつ提供への考えの把握に有意な関連がみられた。

## 4. おやつの内容

## 1) およつのメニュー

おやつは市販品ではゼリー、アイス、チョコレートがいずれも90%前後と菓子類が多く提供されていた。手作りでは、おにぎりやホットケーキがいずれも41.7%、うどんやみそ汁・スープのいずれも約3割と、温かい食事類が多い傾向がみられた。

メニューを決める際に考慮している点では、「季節感」が89.7%と最も高く、次いで「保育内容やイベント」74.2%であった。また、メニュー選択に子どもの意見が反映されている施設は74.2%と多かったが、同時に3割の施設では子どもの声に関わらず、おやつが決めているという実態も明らかになった。

子どもがおやつに関わる場面では、机拭き、片付け、いただきます/ごちそうさまの挨拶がいずれも約8割と高かった。一方、作る手伝い33.3%、配膳54.6%と低い傾向がみられた。

## 2) 手作りおよつの有無と各要因の関連

手作りおやつを行っていた施設は、毎日学童保育所でおやつを提供している施設のうちの61.9%であった。なお、分析対象は毎日学童保育所でおやつ提供されている学童保

育所（97ヶ所）である。また、仙台市では対象が7.2%と少ないことから、宮城県全体として解析を行った。

手作りおやつの有無と関連がみられた要因は、開設場所、指導員1人当たりの児童数、食のイベントあり（料理づくり）、食べる量を選択できる、検便を行っている、の6項目であった。

具体的には手作りがある学童保育所はない施設（カッコ内）に比べて、指導員1人当たりの児童数が「10人以上」26.7%（51.4%）、食育イベントでの料理作りが71.7%（21.6%）、「おやつ量を選べる日がある」58.3%（27.0%）、「検便をしている」53.3%（27.0%）など、手作りの実施につながる要因の割合が高かった。

また、安全・衛生面では、半数の学童保育所が検便をしていないことや事故対策マニュアル等があるのが1/4と少ない現状も確認された。

#### 5. おやつ時間における児童の関わり

おやつ内容とともに、どのように児童がおやつに関わり、食べられているかも重要である。本調査（毎日学童保育所でおやつが提供されている施設）では、以下の3点が明らかになった。

①おやつ時間の自由さ<sup>20)</sup>をみると、おやつを食べ始めと食べ終わりのタイミングでは、全員そろって一斉に食べる学童保育所が93.8%とほとんどであるのに対して、食べ終わりのタイミングは82.5%であった。また、席やおやつを選択できると回答した施設は、どちらも7割以上であった。一方、おやつ量が一律に提供されている施設が半数以上もみられた。

②おやつ準備・片付けは7割以上の学童保育所で児童が関わっていたが、配膳54.6%、作る手伝い33.3%と低かった。

③「おやつメニューを聞かれる」や「楽しそうに友だちと話している」「おかわりがあると嬉しそう」と回答した学童保育所がほとんどで、学童保育に通う児童にとっておやつ時間は楽しみであることが確認できた。また、「悩みなど普段聞けないことを話してくれる」57.7%、「食欲がない子がいる」のも60.8%と高い傾向がみられた。

## V 考察

本研究の目的は、宮城県における学童保育所のおやつ現状と課題を明らかにし、今後のおやつ提供の推進に向けての方策を検討することである。

### 1. 宮城県の学童保育所におけるおやつ現状と課題

#### 1) 学童保育所の運営とおやつ提供との関連

仙台市ではおやつ提供が毎日なされている施設は3割にしかすぎず、7割が延長保育や休日などの限られた提供であった。また、仙台市では指定管理者制度の導入により、運営主体や開設場所、終了時刻が概ね同様であることから、おやつの有無や頻度と関連がみられなかった。

一方、仙台市以外では、おやつが毎日提供されている施

設は約6割あったが、おやつがない施設も2割弱みられた。また、おやつの有無や頻度には、開設場所、保護者負担額、開所時間、有資格者の割合などが有意に関連していた。これらの要因の重回帰分析の結果、関連がみられたのは保護者負担額と有資格指導員の割合であった。

以上のことから、おやつの有無や頻度は、仙台市では保護者負担額のみ関連がみられ、仙台市以外では開設場所、終了時刻、保護者負担額、指導員の資格など学童保育所の運営にかかわる要因との関連が大きいことが確認できた。また、これらの要因は各自治体によって決定されている傾向があることから、おやつ提供状況に自治体の意向が大きく反映していることが再確認された。現在、2015年度施行に向けて各市町村で検討されている条例には、児童数や指導員の資格・研修が含まれていることから、今後改善の方向に向かうことが期待される。しかし、施設・設備等は望ましい基準にとどまっている項目も多いことから<sup>14)</sup>、各自治体が学童保育の役割をどのように捉えているかが問われることとなろう。

#### 2) おやつ必要性の意識

本調査により、指導員や保護者のおやつ必要性の意識が高さと実際のおやつ提供との関連が明らかになった。これらの意識と実態との関係は、「必要がない」という意識が実態に影響を与えている一方で、おやつがない習慣が「必要がない」という意識の形成につながっており、両者は相互に関連し合っていると考えられた。

また、保護者の考えを把握していない学童保育所が仙台市では1/2、仙台市以外では1/3という予想外に多い結果もみられた。その背景として、指導員や保護者が、おやつ提供は既に自治体により決定されていることで、その是非や必要性について検討する必要がない、或いは検討する立場にないと受け止められているのではないかと推察された。

これらのことから、今後、自治体の関係機関と連携し、おやつ役割を再検討し、保護者とともに子育てができる学童保育にしていく必要があると考えられた。

#### 3) 学童保育所の業務としてのおやつ提供

「生活の場」としての学童保育所において、学童保育所がおやつ提供を業務として実施しているか否かは重要な論点である。宮城県は全国平均に比べて学童保育所での提供割合が低く、なかでも仙台市ではほとんどの施設では保護者が準備しているという厳しい現状にあることが確認できた。仙台市では児童館内開設が多く、指導員は一般利用と学童保育の両方の子どもを見ていることから、学童保育の子どものおやつは保護者が準備するとされてきた歴史が長く、慣例になっているのではないかと考えられた。

仙台市以外では学童保育所でのおやつ提供が7割と高く、おやつ提供が学童保育所か保護者によって、学校休業日終了時刻、児童数、保護者のおやつ提供への考えの把握、おやつ提供頻度の5項目で関連がみられた。一方、仙台市と同様に、保護者の意見を把握していない施設が

1/3 もあり、なかでも保護者が準備している施設が多かったことから、だれがおやつ提供を担当するのかについても学童保育所と保護者で情報の共有が不足しているのではないかと考えられた。

これらのことから、宮城県では指導員と保護者が連携して、学童保育所が主体的におやつ提供ができるようにしていくことが求められる。また、そのためには指導員の研修が重要であると考えられる。指導員の力量形成については、学童保育の運営が多様化、民営化していくなかで、制度に依拠した一般論ではなく、日常の実践を省察的にみる力が重要であるといわれている<sup>27)</sup>。実践的な観点からおやつ意義や進め方を考え、多くの指導員で共有できるような研修の場が必要であろう。

#### 4) おやつの内容

おやつメニューについて、市販品では菓子類が多く、手作りでは温かい食事類が多い傾向がみられた。温かい食べ物にはリラックス効果があるとされているため<sup>28)</sup>、子どもたちに「ほっ」とした時間を与えることができる1つであるといえる。

また、おやつメニュー決定には1年を通じた季節や行事等を考慮しながらメニューが決定されていた。食育基本法でも、「伝統的な行事や作法と結びついた食文化(中略)の継承をすること」<sup>29)</sup>が求められていることから、学童保育所のおやつもそうした機能をもっていることが覗えた。

さらに、家庭に代わる場としての学童保育所にとって、手作りおやつは低予算と、家庭的な温かみが得られるものになることから、考慮すべき指標のひとつである。本調査においても手作りおやつに対する子どもたちの反応は、「喜んでいる」が95.2%と高く、手作りおやつは子どもに望まれていることが確認された。しかし、手作りおやつを提供している施設は宮城県全体の1/4で、その頻度は「年に数回程度」が約半数と必ずしも多くはなかった。

加えて、手作りおやつの有無には、「開設場所」「指導員数」「おやつ時間の自由さ」「食のイベント経験」「検便の実施」の要因が関わっているということが明らかになった。今後、指導員の人数の確保と研修ならびに、検便や事故対策マニュアル等の作成を行うことによって、手作りおやつが実践しやすい環境となるのではないかと考えられた。

#### 5) おやつ時間における児童の関わり

本調査から、学童保育に通う児童たちがどのようにおやつを食べているかが明らかになった。

まず、おやつ時間の自由さでは<sup>30)</sup>、食べ始めは全員で一斉に食べ始め、食べ終りはそれぞれの児童で済ますこともできるという傾向がみられた。おやつを食べるタイミングについては様々な意見がある。全員がそろって共に食を囲むことは、仲間との関係づくりのためにも望ましいとされる一方で、それぞれの子どもが自分に合ったタイミングでおやつを食べることもよいことである。重要なのは、児

童にとっておやつ時間が楽しいことや、落ち着ける場であるかどうかである。

また、毎日を提供している学童保育所のほとんどで、席やおやつ選択などおやつ時間の自由度の高さが覗えた。一方で、半数以上の学童保育所でおやつ量が一律に提供されていることも明らかになった。おやつ適量は個人差があるとともに、一人の子でも日によって異なることから、児童が自分に合った適量を食べられるような環境づくりが必要であると考えられた。

さらに、児童のおやつ時間の様子を見ると、おやつを待ち遠しく思っている様子や、楽しんでいることが覗えた。一方、「食欲がない子がいる」も高い傾向がみられた。しかし、子どもによっては食欲がない日があるのは自然であり、むしろそれを指導員に受け入れられる環境があることと考えられた。また、「悩みなど普段聞けないことを話してくれる」も半数以上であり、おやつは遊びの時間とは異なり、少しでも心を開くことができる「ほっ」とした時間になっていることが再確認できた。

加えて、おやつ準備・片付けには7割以上の学童保育所で児童が関わっていたが、配膳や作る手伝いに関わっている割合は1/3にしかならなかった。このことから、食材を調理するという「手作り」に限らず、市販品を選択することも含めて、子どもが主体的におやつに関わることを「手創り」とする発想の転換が必要ではないだろうか。子どもの主体的な参加は食への興味・関心を高め、生活者としての成長を促すとされている<sup>21)</sup>。おやつは、「生活の場」としての学童保育の内実を示す有効な題材と言えるのではないだろうか。

また、学童保育所におけるおやつは、単に食物だけではなく、おやつ時間の営み(食べること、児童や指導員の関わり等)全体とする、「おやつ観」の再考が示唆された。

#### 2. 今後のおやつ提供推進に向けて

本調査の結果をもとに、宮城県における学童保育所のおやつ提供推進に向けて、何がなされるべきか、以下の5点について述べたい。

1点目は、学童保育所を主管する自治体の役割である。おやつが提供される環境整備は、学童保育所が「生活の場」として、子どもの育ちに丁寧に関わる保育環境の整備でもある。学童保育所は自治体の決定に従って運営されることから、2015年度から各自治体において施行される条例に、おやつ提供が可能となるような内容が盛り込まれることが望まれる。また、その検討の資料として、本調査結果が活用されるよう、大学HPなどでの調査結果の公表を積極的に行ってきたい。

2点目は、指導員の方々に学童保育に通う児童にとってのおやつ役割を再確認してもらうことである。なぜなら、本調査の結果では、おやつ必要性についての認識が必ずしも高いとは言えず、また、学童保育所の業務としておやつを準備している施設が少なかったからである。



2015年度から、指導員の有資格化と研修の制度化が基準として定められる。今後研修ではおやつ役割とともに、子どもが主体的に関わることによる「手創り」おやつなど、「おやつ観」を再構築でき、かつ指導員の方々の意欲や効力感が高まるような実践的な内容が必要と考える。

3点目は、指導員や保護者、自治体との間でおやつ提供についての考えを共有することである。本調査より、保護者のおやつ提供への考えを把握していない傾向がみられたことから、指導員と保護者がそれぞれの考えを率直に話し合うことが求められる。さらに、所管の自治体ともその考えを共有することが重要である。そして、3者間で子どもにとっての望ましい学童保育観を共有し、保護者とともに子育てができる学童保育にしていくことが必要ではないかと考える。

4点目は、おやつに係る費用の確保である。おやつ提供のために保護者には保育料の他ににおやつ代を準備してもらう必要があることから、保護者の方々に成長期の子どもの身心の発達ならびに生活技術の習得にとってのおよつ必要性を伝えることが不可欠である。

5点目は、検便の実施や事故対策マニュアルの策定である。毎日学童保育所でおよつが提供されている施設であっても、検便や事故対策マニュアルがある施設は少なかったことから、このような衛生管理についての環境整備を行っていくことが、指導員の方々のおよつへの取り組み易さにつながると考えられる。

### 3. 本研究の限界

本研究は宮城県内の学童保育所を対象に行ったものであることから、学童保育所全体に一般化することはできない。また、およつの手作り、およつ時間の児童や指導員の関わり、衛生面などについては、学童保育所毎日およつを提供している施設のみが対象であることから、宮城県全体の1/3の学童保育所の結果である。

### 4. 今後の課題

1) およつ提供推進への障壁をさらに明らかにするために、本調査で宮城県に特徴的に多くみられた、およつ提供が限定的な学童保育所に再度調査を実施する。具体的には、およつ提供が限定的な理由、今後提供したいかとともに、子どもや指導員の関わり、衛生管理等の本調査で「毎日提供する」施設のみに質問した項目を調査し、実態の詳細を明らかにする。

2) 本研究では、質問紙調査による量的分析を行ったが、さらに詳細に実態を明らかにするためには、本調査で得られたおよつ提供の有無や頻度別に典型事例を抽出し、現地調査やインタビュー調査などにより、質的分析を行う。

3) 2015年に定められる各自治体の条例に、本研究の成果がどのように反映できたのかを分析する。

### 結語

宮城県ではおよつを提供していた学童保育所は86.0%

(仙台市95.5%、仙台市以外82.9%)であったが、毎日提供しているのは52.9% (仙台市30.7%、仙台市以外64.0%)と約半数で、なかでも学童保育所が担当している施設は39.2% (仙台市9.9%、仙台市以外54.3%)にすぎなかった。これらのおよつ現状には、開設場所や児童数、保護者負担額などの学童保育所の運営にかかる要因が関連しており、各自治体の意向が反映されていることが明らかになった。また、指導員と保護者のおよつに関する意識もおよつ提供の実態に関連していた。

今後の改善方策として、自治体による環境整備、指導員の研修、指導員・保護者・自治体での意識の共有、およつに係る費用の確保、検便の実施や事故対策マニュアルの策定があげられた。

調査にご協力いただいた宮城県内学童保育所の指導員の皆さまならびに各自治体の担当者の方々には、心から感謝申し上げます。また、様々な場面でご支援いただきました宮城県学童保育緊急支援プロジェクトの方々には厚く御礼申し上げます。

### 【参考・引用文献】

- 1) 三根佳祐：わが国における放課後児童対策の展開，大阪経大論集62巻第2号，151-168 (2011)
- 2) 定行まりこ：生活の場としての学童保育所における物的環境の現状把握と環境指標について，平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書，p. 218 (2011)
- 3) 下浦忠治：岩波ブックレット No. 565 学童保育，岩波書店，p. 68 (2002)
- 4) 全国学童保育連絡協議会：学童保育情報 2013-2014，p. 194 (2013)
- 5) 全国学童保育連絡協議会編：Ⅱおよつと食事，学童保育のすべてⅢ生活を創る子どもたち，44-57 (1976)
- 6) 全国学童保育連絡協議会編：特集学童保育のおよつを考える，日本の学童はいく11月号，14-30 (1979)
- 7) 佐藤晃子：近年の「子どもの放課後」をめぐる政策的変容に関する一考察—「生活の場」としての学童保育の位置づけをめぐって—，45-54 (2008)
- 8) 箕保夫：家庭教育を補完する放課後児童クラブと小学校教育との連携に関する調査研究報告書，p. 21 (2012)
- 9) 下浦忠治：放課後の居場所を考える—学童保育と「放課後子どもプラン」—，岩波書店，p. 71 (2007)
- 10) 丸山啓史；石原剛志；中山徹：学童保育と子ども・子育て新システム，かがわ出版，p. 235 (2011)
- 11) 子ども子育て支援法 第3条
- 12) 内閣府：子ども子育て関連3法について，p. 48 (2012)

- 13) 全国学童保育連絡協議会：全国学童保育指導員学校基調報告，第38回全国学童保育指導員学校東北会場 in 宮城 受講のしおり，p. 42 (2013)
- 14) 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会：社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書，p. 22 (2013)
- 15) 厚生労働省：第6回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 議事録，<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000031890.html> (2013年1月11日)
- 16) 上田玲子；赤石元子；酒井治子 [他]：子どもの食生活 (上田玲子編)，ななみ書房，p. 239 (2006)
- 17) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：平成17年度児童生徒の食生活等実態調査報告書，独立行政法人日本スポーツ振興センター健康安全部健康安全事業課，p. 224 (2005)
- 18) 児童福祉法 第6条の2第2項 (2012)
- 19) 厚生労働省：放課後児童クラブガイドライン (2007)
- 20) 安藤節子：子どもの食事・食育・発達，p. 175 (2006)
- 21) 全国学童保育連絡協議会：学童保育ハンドブック，ぎょうせい，p. 164 (2006)
- 22) 田丸敏高；河崎道夫；浜谷直人：子どもの発達と学童保育，p. 235 (2011)
- 23) 平本福子：学童保育の“おやつ”の役割を再考する，日本の学童はいく2013年7月号，29-33 (2013)
- 24) 秋武由子；岡俊江；小笹 (香川) 治美 [他]：放課後児童クラブの生活環境整備に関する研究その2 北九州市の放課後児童クラブにおけるおやつの実状と課題，福岡教育大学紀要，60(5)，207-213 (2011)
- 25) 全国学童保育連絡協議会：学童保育の実態と課題 2012年度版実態調査まとめ，p. 153 (2013)
- 26) 李智：放課後児童対策をめぐる市民活動の今日的展開—仙台市の学童保育に着目して—，東北大学大学院教育学研究科研究年報 第58集・第1号，109-121 (2009)
- 27) 李智：学童保育・児童館の実践構造と職員の力量形成，東北大学大学院教育学研究科研究年報 第60集・第2号，153-173 (2012)
- 28) Matthew Vess: Warm Thoughts: Attachment Anxiety and Sensitivity to Temperature Cues, Psychological Science, 472-474 (2012)
- 29) 食育基本法 第3章第24条 (2009)
- 30) 金田總子：子どもの生活の中での間食，神学と人文：大阪基督教学院・大阪基督教短期大学研究論集 31, 73-82 (1991)